

マンガに関する主な代理業務的な契約の例と、諸条件

—— 電子出版のサブライセンス ——

※契約を結ぶ出版社が主体的に電子配信するのではなく、第三者の電子書店に再許諾するタイプの契約です。

[著作権者名](以下「甲」という)と[出版社名](以下「乙」という)は、上記著作物を、日本において電子書籍として配信することに関し、次のとおり合意し、本契約を締結する。

201●年●●月●●日

第1条（定義）

本契約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①本作品：甲が著作権を有する上記著作物をいう。
- ②本コンテンツ：本作品を電子書籍として提供する目的のために加工したデジタルデータをいう。
- ③配信サービス：乙が第三者に対し再許諾する、本コンテンツを配信するインターネット等でのオンラインサービスをいう。
- ④ユーザー：配信サービスを利用する個人をいう。

第2条（出版権の設定）

1. 甲は、本作品の出版権（著作権法第80条第1項第2号に定める権利）を乙に対して設定する。
2. 乙は、本コンテンツを、複製し、インターネット等を利用して公衆送信（送信可能化を含む）する権利を第三者に委託または許諾する。
3. 乙は、本契約に定められた本作品の出版権の設定を登録することができる。
4. 乙は、201●年●月●日までに、本コンテンツの配信サービスを開始するものとする。

第3条（保証）

1. 甲は、本契約を締結するために必要かつ十分な権限を有していることを乙に保証する。
2. 甲は、本コンテンツについて著作権侵害、名誉棄損、その他の法律上の問題が生じるおそれがあるとき、又は、生じたときは、本作品についての保証の範囲で、その責任と費用負担においてこれを処理するものとするが、本項の取り決めは、甲乙が協議してこれに対処することを妨げない。

第4条（排他的利用）

甲は、本契約の有効期間中に、本作品の全部もしくは主要な部分について、配信サービス（自己が管理運営するウェブサイトへの掲載を含むがこれに限らない）を自ら行わず、又、第三者に許可しない。

第5条（本コンテンツの製作）

1. 乙は、乙または許諾先の第三者の費用負担により本コンテンツを製作する。
2. 乙は、本配信サービスにおける閲覧のための最適化に必要なかつ最低限の範囲で本作品をデータ変換、修正して本コンテンツを製作できる事を保証する。
3. 前項にかかわらず、乙は、配信サービスを許諾するに際して、必要または適切であると判断する場合、倫理的観点から表現を修正する必要があると判断する場合、甲の承諾を得た上で、本コンテンツに一定の改変を加えることができるものとする。
4. 作成されたデジタルデータ及び本コンテンツは、本契約終了または満了後、甲へ無償で譲渡される。
5. 乙の下に保管されているデジタルデータおよび本コンテンツの複製物（バックアップ用も含む）はすべて前項の譲渡までに消去する。

第6条（著作権使用料）

1. 乙は、年4期（3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日、これらを「締め日」という）ごとに、本コンテンツの売上を集計し、当該期間の本コンテンツのダウンロード数、次項に基づく著作権使用料と消費税等相当額を、各締め日の翌月末日までに、甲に書面で報告するものとする。
2. 乙は甲に対して、本作品の著作権使用料として、下記の計算式に基づく金額に消費税等相当額を加算して、締め日の翌々月末日までに、甲が指定する銀行口座に振込み支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

販売価格●●円(税抜き)×●%×ダウンロード数

3. 乙は甲の請求があったとき、本コンテンツのダウンロード数、本コンテンツの販売価格等を証するため、乙の営業時間内に限り、本コンテンツの出版権、配信サービスに係る営業帳簿・伝票等の閲覧に応じ、かつコピーを提出する。

第7条（コピーライトの表示）

乙は、本コンテンツの配信に際しては、所定の位置に下記の表示を行なうものとする。

◎ 著作権者名 第一発行年

第8条（宣伝・広告）

1. 乙は、有効適切な方法により、本コンテンツの宣伝ならびに普及に努める。
2. 甲は乙に対し、本コンテンツの宣伝・広告に関する協力を行なうものとする。
3. 前項に基づき、乙は、本コンテンツの一部を、甲の承諾を得た上で、要約、編集し、読者が購入す

の際の立ち読みの仕組み、検索用の見出し、キーワード等を付ける等した素材を、本コンテンツの宣伝の目的に限り、使用条件を確認の上利用することができるものとする。

第9条（修正ならびに増補改訂）

本コンテンツに誤植（図版等の印刷上の誤りを含むがこれに限らない。以下同じ）があるときは、配信サービスの実務上正当な範囲において、乙は甲から指摘された誤植を訂正するものとする。又、甲は正当な範囲内で本コンテンツに修正又は増減を加えることができる。修正増減に要する費用の負担については、そのつど甲乙協議の上決定する。

第10条（配信継続の義務）

1. 乙は、本コンテンツを継続して配信する義務を有する。
2. 乙が第2条第4項に定める本コンテンツの配信サービス開始後、継続して本コンテンツを配信しない場合において、甲が乙に催告したにもかかわらず、特別な事情なく3ヶ月以内に配信が再開されない場合、甲は乙に対し書面で通知することにより本契約を解除することができる。

第11条（本コンテンツの技術的保護）

乙は、再許諾先が本コンテンツの配信サービスによる販売に際し、本コンテンツに関する著作権を保護するために商業上合理的なコンテンツ保護のために技術的施策を講じる事を保証する。

第12条（著作権等の侵害に対する対応）

本契約に定める本作品の出版権に基づく複製権および公衆送信権（送信可能化権を含む）を第三者が侵害した場合、または本契約に定める甲または乙の権利が侵害された場合には、甲および乙は協力してこれに積極的に対処しなければならない。

第13条（著作権等の権利の譲渡、配信の再許諾）

1. 甲が、本契約期間中に、本契約に関連する範囲で本作品の著作権の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲は譲渡先に対し、本契約有効期間中、乙が引き続き本契約と同条件で本コンテンツを公衆送信（送信可能化を含む）できるよう努めるものとする。
2. 乙とその再許諾先は本契約による公衆送信権（送信可能化権を含む）を第三者に譲渡することはできない。

第14条（義務違反）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、その是正がなされないときは、本契約を解除し損害賠償を請求することができる。

第15条（免責）

前条にかかわらず、甲及び乙は、天災その他不可抗力により本契約上の義務が履行できない場合、免責される。

第16条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容ならびに本契約の履行に伴い知り得た互いの営業上の秘密（個人情報を含む）を、相手方の書面による事前の承諾なく開示、漏洩してはならない。

第17条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から始まり、本コンテンツの配信開始から3年間とする。また、再許諾先との契約期間が、本契約期間を超えることは出来ない。甲又は乙が本契約を更新しようとする場合は、本契約終了日の3ヶ月前までに相手方に通知し、甲乙協議のうえ別途覚え書きを交わすものとし、更新後は期間を一年間とし、同様の更新手続きとする。

第18条（契約終了後の措置）

1. 乙は、本契約が解除又は終了した場合、再許諾先の技術上可能な限り速やかに、本コンテンツの販売を中止させるものとする。
2. 前項にかかわらず、本契約の有効期間中に本コンテンツを購入したユーザーの権利は保護されることを、甲乙は承諾する。

第19条（契約内容の変更）

本契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときも、甲乙協議のうえ書面により合意した場合でなければ、その効力を生じない。

2. 乙は、本コンテンツを配信サービスを再許諾すること以外に、甲から何ら権利の許諾および優先権を得ていると解してはならず、かつ何ら利用権もないことを確認する。

第20条（契約の専重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもって協議しその解決にあたる。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

映像化権許諾契約

※ここでは契約の際の諸条件などを記載します。

x映像：制作許諾

本社が管理している著作物を原作としてアニメ・実写映画を製作する際に適用。

種別	製作者	衛星波種別	原作使用料	許諾回数
テレビ	ドラマ	地上波 衛星波	●●●円/本(1h) ゴールデン	2年2回
			●●●円/本(2h) ゴールデン	
	アニメ		●●●円/本(45min)	
			●●●円/本(30分)	2年2回
映画	映画会社	劇場上映	●●●円以上(2h)	—
OVA	制作会社		●●●円/本(30分)	—

- 1) 「再放送」「番組販売」の料金は、映像：放送二次使用（再放送・番組販売）を参照。
- 2) 「ビデオグラム化」の料金は、映像：ビデオグラム使用を参照。
- 3) 「商品化」は、商品化：映像を参照。
- 4) 番組関連本は、「商品化」に含まれる。
- 5) 海外の製作者への許諾条件は、別途相談。
- 6) ラジオドラマについては、●●●円/本以上とする。
- 7) 「二次利用窓口権」の設定にあたっては、事前に別途相談。

映像：放送二次使用（再放送・番組販売）

本社が管理している著作物を原作として製作したアニメ・実写映画の再放送に適用。

種別	製作者	衛星波種別	原作使用料	許諾回数
地上波	民放・NHK		(再放送) 著作権使用料×●%	1回/本
	映連・ATP		(番組販売) 販売価格×●%	
衛星波	民放・NHK	NHK-BS	著作権使用料×●%	1回/本
		CS(124度、128度)	加入50万件まで：●円/h	6回/年
			以降10万件超過毎に●円加算	6回/年
		CS(110度)	加入30万件まで：●円/h	6回/年
	以降10万件超過毎に●円加算		6回/年	
製作会社	BSデジタル	販売価格×●%または●円/hの高い方	1回/年	
CATV	NHK		販売価格×●%	7回/週
	民放		販売価格×●%	7回/週
部分使用	番組製作者		30秒以内：●円	1回/本
			2分以内30秒ごと：●円	1回/本
海外特別	NHK	ワールドプレミアム	著作権使用料×●%	1回/本
ラジオ	民放・NHK	部分使用	10分以内●円以上	1回/本
ISP	民放・NHK	インターネット経由	加入5万件まで：●円/h	6回/年

1) 地上波、衛星波、CATVの原作使用料は実数であり、契約書では以下の計算式に基づくものとする。

$$(\text{販売価格} - \text{素材費等諸経費} - \text{窓口手数料}) \times \text{●}\%$$

なお、素材費等諸経費および窓口手数料は、それぞれ販売価格の10%ずつとする。

2) 衛星波の加入件数は、使用するチャンネルの加入件数（公表数）とする。

3) 部分使用の料金は、放送媒体およびエリアを問わない。また、許諾範囲を超えての使用（番組販売、ビデオグラム化等）は別途使用料を徴収。

4) 特番、総集編等、番組の一部を改変した番組も別途申請および使用料を徴収。

映像：ビデオグラム使用

当社が管理している著作物を原作として製作したアニメ・実写映画のビデオグラム化の際に適用。

項目種別	著作権使用料
個人用セル	税抜小売価格×●%×出荷数量
個人用レンタル	税抜小売価格×●%
業務用レンタル	レンタルによる収入×●%

- 1) 個人用セルの場合のみ、以下の計算式に基づく企画使用料を徴収する。
@税抜小売価格×●%×出荷数量
- 2) カラオケ用映像への使用は商品化扱いとし、権利処理はすべて使用者で行う。
- 3) セル&レンタルの場合、セルの税抜小売価格を適用するものとし、出荷比率はセル 60%、レンタル 40%を規準とする。
- 4) 本編内で部分使用した番組をビデオグラム化する場合、上記計算式に（使用時間／総再生時間）を乗じた金額とする。
- 5) ここで言うビデオグラムとは、VHS、レーザーディスク、DVD、ビデオCD、ブルーレイのみをいい、その他の媒体はビデオグラムに含まない。
- 6) 契約期間は、原則契約締結日より5年とする。
- 7) パッケージ商品のジャケット、封入物、レーベル全ては、監修対象物とし、個別に著作権表記の確認を行う。

映像：インターネット配信

本社が管理している著作物を原作として製作したテレビ用、劇場用アニメ・実写映画をインターネット配信する際に適用。

以下の計算式に基づく金額以上とする。

@視聴料×●%×視聴申込回数

1) ここで言う視聴料とは、最終消費者が視聴のために支払う金額のことをいう。

2) 第1話のみ無償配信する場合の使用料は、以下の通りとする。

@視聴料×●%×(第2話の視聴申込回数×3)

3) 月極め会費(定額見放題)の使用料は、以下の通りとする。

@視聴料×●%×(当該作品の視聴申込回数/全コンテンツの総視聴申込回数)

4) 広告収入による運営の場合の使用料は、以下の通りとする。

@当該サービスにおける総広告収入×●%×(当該作品の視聴申込回数/全コンテンツの総視聴申込回数)

翻訳出版

第1条 (ライセンサーによる保証)

1. ライセンサーは、自身が本契約書の条件に基づき、別紙冒頭に記載する作品(以下「本作品」という)について原著者を代表して許諾言語に翻訳出版する権利をライセンシーに許諾する権限・権能をもっていることを表明・保証する。
2. ライセンサーは、本作品がいかなる第三者の著作権・著作者人格権・隣接権をも侵害していないことを表明・保証する。
3. 本作品に原著者を除く第三者の著作物が含まれる場合は、ライセンサーはライセンシーにこれを通知し、ライセンシーは自己の責任と費用において別途著作権処理をするものとする。

第2条 (許諾の授与)

1. ライセンサーはライセンシーに対して、以下の権利を独占的に許諾する。
 - A) 本作品を許諾言語に翻訳し、本契約書別紙スケジュール1で定められた体裁で許諾言語版(以下「翻訳版」という)を製作する権利。
 - B) 許諾地域(本契約書別紙スケジュール2にて定義)において翻訳版を出版、販売、流通する権利。
2. ライセンシーへの本作品の使用許諾は、本条第1項(A)に定める翻訳版のみとし、それ以外の雑誌

等への掲載、ポスター、ピンナップ等の付録類の作成、文房具等への商品化、及び映像化等は一切禁止する。但し、協議のうえライセンサーより承諾を得た場合はこの限りではない。

3. ライセンシーは許諾地域以外にて翻訳版を流通、販売してはならない。
4. 本作品に関するすべての権利は、本契約書によりライセンシーに許諾される権利を除き、ライセンサーに留保される。

第3条（著作者人格権の遵守）

本契約書第2条第1項で定めた権利を行使する際、ライセンシーは事前にライセンサーの合意を得ずに、本作品の内容・表現・タイトルを変更してはならない。

第4条（素材の提供および費用の負担）

1. ライセンサーは、翻訳版の製作素材として、本作品の見本を本契約書当事者で合意した部数にて無償でライセンシーに提供する。
2. ライセンシーが本作品の見本以外の素材を希望した場合、ライセンサーはその裁量により、ライセンシーにこれを提供するか否かを決定することができる。なお、提供する際にはその代金および送料等のすべての費用は、ライセンシーの負担とする。
3. ライセンシーはライセンサーからデジタル素材の提供を受けた場合には、これを複製してはならない。またライセンシーはライセンサーから提供を受けた一切の素材を翻訳版の製作以外の用途に使用してはならない。

第5条（製作および品質）

1. ライセンシーは翻訳版を本作品と同水準の造本とし、また忠実かつ正確な翻訳をするべくあらゆる努力をする。但し、やむを得ない事情により、ライセンシーが翻訳版において省略または変更をする必要がある場合は、あらかじめライセンサーの承諾を得なければならない。
2. 翻訳版の製作にあたり、ライセンシーは本作品のイラストおよびコマ割りを変更してはならない。但し、文化・言語・市場などの相違により、やむを得ず本作品のイラストあるいはコマ割りを変更する必要がある場合、ライセンシーはあらかじめライセンサーの承諾を得なければならない。
3. ライセンシーはすべて自己の費用により、第4条に基づきライセンサーから提供を受けた材料から翻訳版を製作するものとする。
4. ライセンシーは別紙スケジュール1記載の体裁及び別紙スケジュール6記載の予定定価に変更がある場合は、翻訳版出版前にライセンサーに報告し承諾を得るものとする。
5. ライセンシーは翻訳版の表紙のデザイン及び奥付を翻訳版出版前にライセンサーに提出し、ライセンサーの承諾を得なければならない。ライセンシーはそれ以外のレイアウトの提出も求められた場合は、速やかにライセンサーに提出し承諾を得るものとする。

第6条（翻訳版の出版）

1. ライセンシーは初版において翻訳版を別紙スケジュール3に定める最低保証部数以上印刷するものとする。

2. ライセンシーは翻訳版を別紙スケジュール4に定める出版期限内に出版するものとする。
3. 本作品が複数巻で構成される場合、ライセンシーは最終巻まで全て出版するものとする。但し、そのような続巻の出版は、相互に合意された条件での新しい契約によるものとする。本項前文の規定に関わらず、まだ日本国内において単行本の形態で出版されていない本作品続巻については、ライセンシーはそれが日本で出版されるまで翻訳版の出版を見合わせるものとする。

第7条（著作権表示）

翻訳版を出版する際に、ライセンシーは適切な頁に別紙スケジュール1に定める著作権表示を印刷するものとする。

第8条（献本および出版報告）

1. ライセンシーは翻訳版の献本として、費用自己負担で代理人を経由してライセンサーに別紙スケジュール5に定める部数を送付し、あわせて翻訳版の日本語タイトル、号数、版数、定価、発行部数、累計発行部数及び発行日をライセンサーに通知するものとする。
2. ライセンサーから要請があった場合、ライセンシーは印刷証明書および発行部数証明書をライセンサーに送付する。

第9条（印税）

本契約書第2条第1項に定める許諾権利の対価として、ライセンシーはライセンサーに対し別紙スケジュール7に定める印税率で計算された印税を、本契約書第10条および別紙スケジュール7に従い支払うものとする。

第10条（支払い方法および源泉徴収税）

1. ライセンシーは本契約書第9条に定める印税の前払金を、別紙スケジュール8に従いライセンサーに対して支払うものとする。なお、翻訳版の定価が別紙スケジュール6記載の予定定価に比して値上がりした場合は、別紙スケジュール8記載の計算式により算出される前払金から既に支払済の前払金を差し引いた差額分を翌会計決算時に支払うものとする。また、本定価が値下げした場合は、別紙スケジュール5記載の前払金額に変更はないものとする。なお、いかなる場合もこの前払金は不償還とする。
2. ライセンシーは翻訳版の発行部数及び売上部数を毎年別紙スケジュール7に定める会計決算日で締めてライセンサーに報告する。報告書には、翻訳版の各号について発行部数、売上部数および別紙スケジュール7に従って計算される印税の総額を含む、当該会計期の印税精算の細目を記載する。ライセンシーはライセンサーに対し、別紙スケジュール7に定める支払期日までに上記報告書を提出し、前払金を含む支払済み印税額を超える印税が発生している場合には、その金額を支払うものとする。但し、翻訳版各号はそれぞれ別個に清算されることとし、ある号数の印税支払を別の号数の印税支払にあててはならない。なお、一度支払われた印税はいかなる場合も不償還とする。
3. 前払金および前払金額を超過した印税から、それらに対し支払国政府の課税がある場合には税額を差し引いて納税し、またライセンサーが日本政府により課せられる法人税から源泉徴収税の納税分が控除されるよう、ライセンシーは支払国政府発行の源泉徴収税納税証明書を送付する。
4. ライセンシーは本契約書に基づく支払を以下の銀行口座へ送金するものとする。

銀行名：
口座の種類：
口座番号：
口座名義：

第11条（帳簿の閲覧）

翻訳版の発行部数や在庫の状態などを確認する目的で、ライセンサーより要請があった場合、ライセンシーはその営業時間内において、本契約書に関する自社の経理帳簿・記録・その他証拠となる書類の閲覧をライセンサーに対して認めるものとする。

第12条（絶版）

1. 翻訳版の在庫部数が以下のような場合、翻訳版は絶版とみなされる。
 - A) 号数1号のみで完結した作品
在庫100部未満
 - B) 複数号で構成された作品
既に発行した号数の半分以上の号について在庫100部未満
2. 本条第1項により翻訳版が絶版となった後、ライセンサーの書面による要請から3カ月以内に翻訳版（複数号で構成された作品の場合、在庫100部未満の号すべて）をライセンシーが再刷しなければ、本契約書第2条第1項に定める当該翻訳版の権利は終了する。

第13条（著作権侵害）

1. 本作品及び翻訳版の著作権およびその他の権利を許諾地域において完全に保護するため、ライセンシーは本契約書発効時に自己の費用で必要な手続きをとるものとする。
2. 本作品及び翻訳版の著作権が許諾地域にて侵害された場合、ライセンシーは速やかにライセンサーに対しそのような権利侵害を通知するとともに、費用自己負担で法的訴訟を含む、権利侵害から著作権を保護するための適切な措置をとる。ライセンサーから要請があった場合、ライセンシーは著作権保護措置およびその結果についての報告書を作成する。
3. ライセンシーが、本条第2項に定める著作権保護措置により権利侵害者から補償および損害賠償金を得た場合、ライセンシーは、その補償および賠償金から保護措置にかかった費用を差し引いた額の半額を、補償・賠償金の受領から60日以内にライセンサーに対して支払い、またその明細書を送付する。
4. 本条第1項・第2項・第3項の規定にも関わらず、ライセンサーはライセンシーと共同しあるいは別個に、自己の責任および費用自己負担で、その選任の弁護士とともに著作権侵害に対抗する措置を講ずる権利をもつ。
5. ライセンシーは、本契約書を実行するのに許諾地域の法律により必要とされる許可・承認などのすべての手続きを、自己の責任および費用自己負担で、おこなうものとする。

第14条（ライセンシーによる保証）

翻訳版が許諾地域の法令、公序良俗もしくは風俗風習に反し、社会的な問題となった場合でも、ライセンサーは一切の責任を負わず、ライセンシーは自己の責任と費用においてこれに対処するものとする。

第15条 (権利の譲渡)

本契約書のいずれの当事者も、相手方の書面による事前承諾なしには、本契約書上の権利あるいは義務を自身の子会社あるいは関連会社を含む第三者に譲渡したり、またはそれらに担保権を設定したりしてはならない。

第16条 (契約解除)

1. 本契約書当事者一方は、相手方において以下に掲げる事由のいずれかが生じた場合、書面による通知をもって、直ちに本契約書を解除することができる。
 - A) 債務超過・破産・和議・会社更生・清算の手続き・その他の破産関係手続き
 - B) 手形交換所による取引停止処分あるいは手形の不渡り処分
 - C) 経営権の譲渡・企業合併・買収のような経営上の重大な変更
 - D) ライセンシーが翻訳版（翻訳版が複数号から構成される場合は翻訳版第1号）を別紙スケジュール4に定める出版期限内に出版しなかった場合
 - E) ライセンシーが本契約書第10条第1項に定める前払金を支払期日までに支払わなかった場合
2. 本契約書当事者一方が本契約書の条項に違反し、または違法な行為を犯し本契約書の継続が不可能になったとき、そのような違反あるいは違法行為が相手方からの通告から相当の期間が経ても治癒されない場合、相手方は本契約書を終了させることができる。
3. 本条第1項もしくは第2項による本契約書の解除にもかかわらず、ライセンサーはライセンシーに対し損害賠償を請求する権利をもつ。

第17条 (契約期間および契約期間延長)

1. 本契約書の有効期限は、別紙スケジュール10の定めるところとする。
2. 本条第1項に関わらず、本契約当事者一方が本契約の延長を希望する場合、本契約満了3カ月前までに、書面にて契約延長のための契約条件更改の申し出をするものとし、その場合は両者にて協議するものとする。

第18条 (契約終了の効果)

1. 本契約書の終了と同時に、本契約書第2条第1項に基づきライセンシーへ許諾された権利はすべてライセンサーに復帰するものとする。但し、契約終了時において在庫があるときは、ライセンシーはライセンサーに対し、直ちにその数量を報告するものとし、第9条に定める印税を支払うことを条件に、本契約書終了後6カ月間に限り報告した在庫を販売することができる。
2. 本契約書の終了後30日以内に、ライセンシーはライセンサーの指示に従い第4条に基づきライセンサーから提供を受けた素材をライセンサーに返却するか、ライセンサーまたはその代表者立ち会いのもと廃棄する。
3. 本契約書が本契約書第12条第2項もしくは第16条第1項もしくは第2項に基づいて解除される場合、ライセンシーはライセンサーの指示に従い第4条に基づきライセンサーから提供を受けた素材をライセンサーに返却するか、ライセンサーまたはその代表者立ち会いのもと廃棄する。
4. 本条第2項もしくは第3項に基づく素材の返却あるいは廃棄にかかる費用はすべてライセンシーの負担とする。

第 19 条 (通知)

本契約書当事者間の通知はすべて本契約書冒頭記載の住所に発信されるものとする。住所の変更があった場合は相手方にその旨書面で通知する。

第 20 条 (準拠法)

本契約書の履行・効力・執行・解釈は日本国の法律に準拠するものとし、日本語で記載された契約書を正文とする。

第 21 条 (紛争の解決)

本契約書に関して事情変更あるいは疑義が生じた場合、または本契約書に定めのない事項については、本契約書当事者は信義則にしたがい円満かつ速やかに解決することとする。本件に関する紛争の裁判は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条 (契約の修正変更)

1. 本契約書は本契約書当事者間の完全な合意を構成するものであり、本契約書に先行して定めている関連事項に関して、当事者のすべての合意・了解によってかわるものとする。
2. 本契約書へのいかなる追加あるいは修正変更も本契約書当事者の署名捺印のある文書をもっておこなわなければならない。

本契約書の証として、本契約書を 3 通作成し、ライセンサー・ライセンシーそれぞれ署名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

2010年〇月1日

ライセンサー
株式会社 ○○○○

役職名 署名者名

ライセンシー
** 出版社名 **

** 署名者名 **

別紙 1

本作品名： 『 ○○○○○ 』
巻数： 全1巻
著作者名： ○○○○

スケジュール1 形態： 単行本、ジャケット付
判型： 約X X c m×X X c m
開き： 右開き
出版号数： 本作品日本版1巻を翻訳版1号にて刊行
著作権表示： XXXXXXX
© XXXXXXX year
All Rights Reserved
First published in Japan in year by XXXXXXXXXXXX Co., Ltd.
Language translation rights arranged with XXXXXXXXXXXX Co., Ltd.

スケジュール2 許諾地域： ○○○○

スケジュール3 最低保証部数： X,000部

スケジュール4 出版期限： 契約日より12ヶ月以内

スケジュール5 献本： 初版時： 7部（1部代理人保管分）
改定版刊行時： 各1部

スケジュール6 予定定価： EUR X.XX
(○%付加価値税込み定価： EUR X.X0)

スケジュール7 印税率： 全売上部数につき付加価値税抜き定価の○%
印税の計算式： 付加価値税抜き定価×印税率×売上部数
会期決算日： 6月30日締め（1月～6月分）
12月31日締め（7月～12月分）
支払期日： 上記締め日からそれぞれ90日以内

スケジュール8 前払金の計算式： 付加価値税抜き定価×印税率×最低保証部数×翻訳版の号数

	前払金額：	EUR X.XX×8%×X,000部×1号	=	EURX,XXX.00
	前払金支払期日：	本契約書署名日より30日以内		
<u>スケジュール9</u>	印税の配分：	権利者：	79.8%	
		源泉税：	10.0%	
		代理人コミッション：	10.2%	(消費税含む)
<u>スケジュール10</u>	契約日：	201X年X月1日		
	契約満了日：	201X年X月31日		
	契約期間：	3年間		

貸与権

第1条(委託)

1. 甲は、別紙記載の、甲が著作権を有し乙が出版する甲の著作物の複製物(以下、「本件著作物」という)の貸与権に関し、以下の管理業務を乙に排他的独占的に委託し、乙はこれを受託する。

- ①第三者に対し、本件著作物の貸与権を許諾すること
- ②前号の許諾の対価たる使用料(以下、「使用料」という)を甲に代わって受領すること
- ③前各号に付随する業務

2. 前項の委託の対象となる本件著作物は新本に限るものとするが、品切れ、重版未定、その他これに準ずる理由により貸与を業として行う者が新本を入手することができない場合は、この限りではない。

3. 甲および乙は、別紙記載の本件著作物と同一の作品名で、将来において本件著作物の続巻として乙が出版する甲の著作物の複製物も本件著作物に含めることに合意する。

4. 乙は、第1項各号の本件著作物の貸与権の管理業務を甲が指定する期日から有限責任中間法人出版物貸与権管理センター(以下、「丙」という)に再委託する。丙は、丙が定め文化庁長官に届け出た管理委託契約約款により貸与権管理業務を行う。

5. 乙は、丙が定める使用料規程に基づき丙が徴収した使用料(丙の手数料が控除されたもの)を代理受領し、乙の手数料を控除した後、甲に支払う。

6. 甲は、全国貸本組合連合会の会員またはそれに準ずる旧来からのいわゆる「貸本屋」と認められる事業規模および営業形態の者であって、かつ、以下の要件①および②を全て満たした者に対しては、使用料を免除する。

①平成12年1月1日以前に旧来からのいわゆる「貸本屋」として営業を開始し、転廃業などをせずに現在までその営業を継続している者

②貸本対象出版物が1万冊以下の者

第2条(貸与権の保証)

1. 甲は、本件著作物の貸与権に関しすべての権原を有し、かつ、他人の著作権、意匠権、商標権、肖像権又はプライバシーの権利等の権利を侵害していないことを保証する。

2. 乙は、前項の保証に関し必要があるときは、甲にその資料の提出を求めることができる。この場合において、甲は、すみやかにこれを提出しなければならない。

第3条(手数料)

乙は、甲に対し、丙から使用料を代理受領した後2カ月以内に、受領額の○%を乙の手数料として控除した後の金額を、使用料徴収に関する報告書を付して、甲が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第4条(譲渡・質入等)

甲は、本契約期間中、本件著作物の貸与権の全部または一部を自ら行使または他へ譲渡し、もしくは質入や担保などの処分を行う場合は、本契約が遵守されることを保証する。

第5条(本契約の期間)

1. 本契約の期間は、契約締結の日から3年間とする。
2. 前項により本契約が終了し、または、第6条により解除された場合においても、契約期間中に乙および丙が第三者との間に結んだ契約は有効に存続する。

第6条(本契約の解除)

1. 甲または乙は、本契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、本契約を解除することができる。
2. 乙は、甲が本件著作物の貸与権に関する権原を失ったときは、催告することなく本契約を解除することができる。

第7条(秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の内容、および本契約に関し知り得た情報を、相手方の承諾無く第三者に漏洩してはならない。
2. 第5条により本契約が終了し、または、第6条により解除された場合においても、本条の規定は存続するものとする。

第8条(第三者との訴訟等)

甲または乙が、本件著作物の貸与権の行使に関し第三者を告訴し、または第三者に対して訴訟を提起する必要がある場合には、相互に協力する。

第9条(協議)

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙双方は誠実に協議し解決を図るものとする。
2. 万一、本契約に関し生じた問題について裁判手続きを持って解決を図るときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲および乙は本契約書2通に記名捺印の上、両方で1通ずつ保管するものとする。

商品化権

第〇条【契約目的】

甲は、乙に対し、いかに定める条項に従い、下記のキャラクター及びその名称(以下「本キャラクター」という)を使用して、下記の商品(以下「指定商品」という)を制作及び販売する非独占的な権利を許諾し、乙は甲に対し、著作権使用料ならびに監修料、及び進行管理料(以下「著作権使用料等」という)を支払う。

記

1. 本キャラクター :
2. 指定商品
名称 :
大きさ :
小売価格 :
初回制作予定個数 :

第3条【許諾範囲】

1. 乙は甲の許諾に基づき、次の各号に掲げる行為をすることが出来る。
 - ① 本キャラクターを使用して指定商品を製作すること。
 - ② 指定商品を販売すること。
 - ③ 指定商品の宣伝及び販売業務のため、指定商品を媒体広告(新聞、雑誌、テレビ等における広告)販促物(カタログ、ポスター、チラシ、POP、ウェブサイト)に使用すること。
2. 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、甲乙間の協議により甲の書面による許諾を受けた場合はこの限りではない。
 - ① 前条で指定されたキャラクター以外のキャラクターを使用して指定商品を製作すること。
 - ② 前条で指定された大きさ以外の指定商品を製作すること。
 - ③ 前条で指定された個数以上の指定商品を製作すること。
3. 乙は初回製作以後、指定商品の製作を希望する場合、その都度予め甲に対しその旨通知をし、甲の書面による許諾を得なければならない。

第4条【著作人格権の遵守】

乙は、前条1条1号の製作にあたって、本キャラクターの内容、表現等に変更を加えてはならない。

第5条【許諾地域】

1. 本契約の適用地域は日本国内のみとする。但し、指定商品の製作については、この限りではない。
2. 前項の地域を越えて本契約を適用する場合には、予め甲の書面による承諾を受けなければならない。

第6条【支払い条件等】

1. 乙は甲に対し、第3条1項1号及び2号に規定する制作及び販売に伴う著作権使用料として、製作個数1個ごとに第2条に定められた小売価格の〇%(消費税別)に相当する金額を支払う。

2. 第3条1項3号の利用については無償とする。

第7条【著作権使用料等の支払い方法】

1. 乙は甲に対し、指定商品の初回製作個数について、本契約締結時に保証金として金〇〇〇円(消費税別)を項の指定する下記銀行口座に振り込み送金して支払う。本保証金は、初回製作される指定商品の著作権使用料等に充当されるものとするが、初回制作個数が初回制作予定数量を上回った場合、乙は数量が確定した後すみやかに超過分の支払いを行う。

記

銀行名 :

口座種別:

口座名義:

2. 前項の規定に基づき、乙が甲に支払った金員は理由の如何を問わず変換を要しない。

3. 乙が初回制作以後指定商品を製作する場合、甲は毎月末締めにて追加制作数量に対する著作権使用料等を乙に対して請求し、乙は翌月末日までに前項の例により支払う。

第8条【著作権等の表示】

乙は、指定商品の製作に際して、指定商品に下記の表示を行う。

記

指定の○表記

第9条【計算報告及び帳簿閲覧】

1. 乙は、甲の要求に応じ、

第10条【○表示】

乙は本作品および本コンテンツの著作権を保全するために、本コンテンツに関して○マークにより甲乙で別途定める著作権表示を行うものとする。

第11条【秘密保持義務】

甲および乙は、本契約の締結日から本契約終了後も、本契約および覚書の内容、ならびに本契約および覚書の履行過程において知り得た相手方の営業秘密として管理されている情報(以下、「秘密情報」という。)を相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示、提供もしくは漏洩または本契約に定める目的以外の目的に使用してはならない。ただし、以下に該当する情報は秘密情報にあたらぬものとする。

1. 開示を受けた際、既に自ら所有または第三者が入手していた情報。
2. 開示を受けた際、既に公知または公用であった情報。

3. 開示を受けた後、甲乙いずれの責にもよらないで公知または公用となった情報。
4. 法令の定めにより開示が必要とされた情報。

第12条【権利の譲渡・質入】

1. 甲が本件書籍の著作権を第三者に譲渡または質入しようとするときは、あらかじめ乙の書面による同意(email等の電子的方法を除く。)を必要とする。
2. 乙は甲の書面による同意(email等の電子的方法を除く。)を得ない限り、甲から許諾された電子書籍ライセンスを第三者に譲渡または質入することができない。

第13条【災害等の場合の処置】

地震、水害、火災その他不可抗力により本件書籍または本コンテンツが損害を受けた場合には、甲および乙は誠実に協議の上、その処置について決定するものとする。

第14条【解除】

甲または乙は、相手方が本契約に定めた事項に違反した場合には、本契約を解除することができる。

第15条【有効期間】

本契約の有効期間は、本契約の締結日から3年間とする。本契約を延長しようとする場合は、本契約終了前3ヶ月以内に覚え書きを交わして延長する。

第16条【協議】

本契約に定めなき事項、その他契約内容に疑義が生じた場合には、甲および乙は、本件書籍を電子書籍として提供する目的を達成するため誠実に協議の上、解決するものとする。

第17条【管轄裁判所】

本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2015(平成27)年 月 日

(甲)

(乙)